

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		小学生 92.9% 中学生 97.1% 高校生 89.8%				小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%
	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合					
2年度目標値の考え方	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、令和5年度に現状値から各校種とも2～3%程度（年0.5～0.9%）上昇させることを見込んで、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数		500 団体				650 団体
	450 団体					
いじめの認知件数に対して解消したものの割合		100%				100%
	96.7% (30年度)					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合		小学生 80.1% 中学生 76.1% 高校生 54.7%				小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%
	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)					
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数		11人				29人
	5人					

現状と課題

- ①平成30(2018)年4月に施行された「三重県いじめ防止条例」に基づき、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。
- ②いじめや暴力行為については、未然防止とともに、早期に発見し、早期に解決することが重要です。子どもたちにいじめや暴力を許さない心を育むとともに、学校全体で組織的に対応することや、学校内外の教育相談体制を充実し、適切かつ迅速に対応することが必要です。
- ③スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が多く発生していることから、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上や、家庭と連携した取組が必要です。
- ④子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。今後も引き続き、さまざまな主体が連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識を高めていく必要があります。
- ⑤本県における小中学校の不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地の良い学校づくりを進めるとともに、不登校の子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

令和2年度の実践方向

- ①子どもたちがいじめを生まない、許さない意識や態度を身につけられるよう、子どもたちやサポーターの主体的な取組の発信・交流や弁護士によるいじめ予防授業等の取組を進めます。また、寄せられた相談のうち緊急に支援が必要な子どもたちに対しては、臨床心理士が心のケアにあたるとともに、社会福祉士・精神保健福祉士を活用して関係機関と連携した支援を行います。

- ②いじめや暴力行為、不登校に対して学校全体で取り組む体制を整備し、スクールカウンセラー（以下、「SC」）を効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）の効果的な派遣および県立学校を拠点とした近隣中学校区への巡回による支援を行います。SSWを活用して不登校やSCの相談件数等が急増するなどの状況が見られる学校に対して巡回訪問を進めるとともに、教育支援センターなどと連携した支援に取り組みます。また、学校だけでは解決が難しい問題については、SC、SSW、生徒指導特別指導員等が連携してチームでの支援を行います。
- ③インターネットを通じて行われるいじめを防止し、そのための必要な啓発を行うとともに、子どもたちがインターネットによるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するなど、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- ④地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーが学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うなど、スクールガード・リーダーを核とし学校と地域が連携した学校安全体制の構築に取り組みます。さらに、子どもたちの危険予測、危険回避能力を育成するため、教職員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、各教職員の指導力の向上に努めます。
- ⑤不登校の子どもたちそれぞれに応じた支援を行うため、不登校に係る現状を分析し、個々の不登校児童生徒への支援方法を研究するとともに、専門家による訪問型支援を進めます。また、学校がフリースクール等の民間施設と相互に連携、情報共有しながら、不登校の子どもたちの多様な学びを支援します。

主な事業

- ①いじめ対策推進事業【基本事業名：22401 いじめや暴力のない学校づくり】

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R1) 17,901千円 → (R2) 5,910千円

事業概要：教育相談等で把握したいじめ相談のうち、早期に対応が必要な内容に対して、臨床心理士や社会福祉士等が関係機関と連携して継続した支援を行うとともに、いじめなどの理由によって登校が難しい子どもたちへの支援に取り組みます。また、子どもたちがいじめを許さない意識や態度を身につけられるよう、弁護士によるいじめ予防授業を実施します。さらに、地域全体でいじめ防止等を考える「いじめ防止サミット」を県内6地区で開催することにより、児童生徒がいじめ防止に主体的に取り組む実践力を育みます。

- ②スクールカウンセラー等活用事業【基本事業名：22401 いじめや暴力のない学校づくり】

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R1) 253,198千円 → (R2) 279,103千円

事業概要：スクールカウンセラー（SC）を、全中学校区に配置するとともに、校区内の小中学校には同じSCを配置し、小中学校間で途切れのない支援を行うことができるよう取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）を、各学校等からの要請に応じて派遣するとともに、その一部を県立高校の拠点校に配置し、近隣中学校区への巡回を行います。

③ (新) 子どもたちのインターネットトラブル防止事業

【基本事業名：22402 子どもたちの安全・安心の確保】

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R1) ー 千円 → (R2) 10,000千円 ※みんつく予算

事業概要：大学生や高校生がインターネットに関して経験したことを基に、ネットトラブルやネット依存等に関する意見交換を行い、小・中・高校生および保護者にインターネットの適正利用について発信するとともに、県内大学生による「インターネットの適正利用促進講座」を開催します。また、学校や教職員が気づけないネット上のトラブルやいじめを把握するため、SNSにおけるトラブル等に係る情報を投稿できるアプリを作成します。

④ (一部新) 学校安全推進事業【基本事業名：22402 子どもたちの安全・安心の確保】

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額：(R1) 3,305千円 → (R2) 3,035千円

事業概要：学校や通学路等の安全確保を図るため、家庭や関係機関と連携し、スクールガード・リーダーを地域の核とした学校安全体制づくりを推進するとともに、子どもたちの交通事故や不審者被害等を防止するため、通学路安全対策アドバイザーおよび事故防止アドバイザーを委嘱し、通学路等の安全対策を進めます。また、子どもたちの危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力の向上に取り組みます。

⑤ (一部新) 財産管理事務費【基本事業名：22402 子どもたちの安全・安心の確保】

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費)

予算額：(R1) 258,393千円 → (R2) 281,876千円

事業概要：県立学校の施設・設備の適切な維持管理を図るため、電気設備や浄化槽等の保守点検を実施するとともに、休日や夜間に機械警備を行います。また、全ての県立学校における空調設備の点検等に必要な費用を負担します。

⑥ (一部新) 不登校対策事業【基本事業名：22403 不登校児童生徒への支援】

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R1) 1,218千円 → (R2) 7,239千円

事業概要：不登校児童生徒の実態を調査し、有識者の助言を得ながら、一人ひとりの状況に応じた学習支援等の支援方法に係る研究を行います。また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターの指導員に指導・助言を行うとともに、どの相談機関等ともつながりが持てていない不登校児童生徒に対して、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問（アウトリーチ）型の支援に取り組みます。さらに、フリースクール等の民間施設と連携し、一人ひとりに応じた多様な学びを支援します。あわせて、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、推進中学校区を指定して、小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」の研究を進め、その成果を広く県内に普及します。